

〒0000-0000

千葉市〇〇区〇〇町

〇〇コーポ 〇号

日本 太郎 様

【お問合せ先】

千葉市保健所感染症対策課

千葉市美浜区幸町1-3-9

千葉市総合保健医療センター2階

☎043-238-9941

- ▶ 風しんの予防接種は、現在、予防接種法に基づき公的に行われています。しかし、公的な接種を受ける機会がなかった昭和37年4月2日から昭和54年4月1日の間に生まれた男性は、**抗体保有率が他の世代に比べて低く(約80%)なっています。**
- ▶ そのため、2022年3月31日までの期間に限り、昭和37年4月2日から昭和54年4月1日の間に生まれた男性を風しんの定期接種※の対象者として、下記クーポン券を送付しています。
※予防接種法（昭和23年法律第68号）第5条第1項の規定に基づく定期の予防接種
- ▶ **下記クーポン券を利用して、まず抗体検査を**受けていただき、抗体検査の結果、十分な量の抗体がない方は、定期接種の対象となります。

抗体検査			
予防接種 予診のみ			
予防接種			

よくある
ご質問

Q どうして風しんの追加的対策を実施しているのですか？

A 風しんは、感染者の飛まつ（唾液のしぶき）などによって他の人にうつる、感染力が強い感染症です。妊娠早期の妊婦が風しんに感染すると、出生児が先天性風しん症候群（眼や耳、心臓に障害が出ること）になる可能性があります。
大人になって感染すると無症状～軽症のことが多いですが、まれに重篤な合併症を併発することがあります。また、無症状でも他人に風しんをうつすことがあるので、感染を拡大させないためには、社会全体が免疫を持つことが重要です。

★ 抗体検査・予防接種を受けられる医療機関等のリストについては、厚労省HPに掲載されております。



風しんの追加的対策の詳しい情報については、
厚生労働省のホームページをご覧ください。

風しんの追加的対策

検索

千葉市保健所感染症対策課

☎043-238-9941